

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 6 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 6 年 3 月まで

私は、平成 6 年 5 月*日の婚姻後間もない頃、20 歳からの国民年金保険料を納付すると将来受け取る年金額が満額になること、及びその納付金額が記載された書類が社会保険庁（当時）から郵送されてきたことを契機に、私の夫が社会保険事務所（当時）で申立期間の国民年金保険料を一括納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

市町村の国民年金被保険者名簿における新規資格取得届出日及び国民年金第 3 号被保険者該当届書における市町村受付日（いずれも平成 6 年 7 月 18 日）から判断すると、申立人に係る国民年金の加入手続は、平成 6 年 7 月頃に行われたものと考えられ、当該加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 62 年 6 月から平成 4 年 5 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、「国民年金保険料は、A 社会保険事務所（当時）で納付し、対応してくれた職員は、正面玄関を入ったほぼ正面の窓口に座っていた女性職員であった。」などと具体的に供述しているが、当時の A 社会保険事務所の配置からすると、当該職員は、国民年金担当職員ではなく案内係の職員であったと考えられ、その供述と相違しているほか、一括納付したとする保険料額の記憶も明確でない。

さらに、オンライン記録を見ると、平成 7 年 4 月 27 日に過年度納付書が作成された記録が確認できることから、当該納付書作成時点において、平成 5

年度の国民年金保険料が未納であったと考えられ、平成6年5月*日の婚姻後間もない頃に申立期間の保険料を一括納付したとする申立人の主張と相違する。

このほか、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 2 日から 49 年 2 月 23 日まで

私は、昭和 48 年 3 月 2 日から 49 年 2 月 23 日まで A 事業所（現在は、B 社が承継）で非常勤として勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「人事記録（備考欄）」及び B 社からの回答により、申立人は、申立期間において、A 事業所で非常勤として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人から氏名が挙げた A 事業所の同僚及び当該同僚から氏名が挙げた者並びにオンライン記録により、申立期間及びその前後の期間に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、連絡先が判明した者の計 11 人の同僚のうち、非常勤として勤務した期間があるとする 4 人は、「非常勤として勤務した期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、オンライン記録により、前述の同僚 4 人が非常勤として勤務したとする期間の厚生年金保険の加入状況を見たところ、その供述どおり、いずれも厚生年金保険の加入記録は確認できない上、A 事業所に係る厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 48 年 7 月 1 日とされており、申立期間のうち、同年 3 月 2 日から同年 7 月 1 日までの期間、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこと

をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月から 43 年 12 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 12 月まで
③ 平成元年 11 月 1 日から 22 年 12 月 27 日まで

私がA社に勤務していた申立期間①、B社（昭和 57 年 5 月 1 日にC社へ名称変更）に勤務していた申立期間②及びD社に勤務していた申立期間③が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、当該期間のうち、i) 昭和 41 年 2 月 23 日から同年 7 月 27 日まで、ii) 41 年 9 月 1 日から 42 年 1 月 24 日まで、iii) 42 年 12 月 1 日から 43 年 1 月 29 日まで、iv) 43 年 7 月 20 日から同年 11 月 29 日までの期間は、船員保険加入期間であることが確認できる上、A社の勤務期間について、申立人の記憶は明確でなく、当時の事業主からの回答及び同僚の供述からも申立人が同社で勤務していた時期があることは推認できるものの、勤務期間を特定することはできない。

また、当時の事業主は、「申立期間当時の資料は無く、詳細は不明であるが、従業員の雇用及び社会保険の加入については、私と実質運営者であった者及び工場長の3人で決めており、船員を下船期間に雇用するなどの長期雇用が望めない場合は、厚生年金保険には加入させずにパートとして雇用していた。」と回答しており、当時の工場長であったとする同僚も同様の供述をしている。

さらに、別の同僚からは、「当時の社会保険事務担当者は、申立人が

度々会社を休むために社会保険に加入させることができないと言っていたのを聞いたことがある。」との供述が得られた。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B社に勤めたのは昭和50年で間違いない。」と主張しているところ、オンライン記録により、当該期間において、B社での厚生年金保険加入記録が確認できる同僚8人中、連絡可能である5人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における同事業所での勤務実態を確認することができない。

また、前述の同僚5人のうち、申立期間②当時、B社の人事・運営の責任者であったとする者は、「昭和50年当時の従業員は、多少の出入りはあったが5人程度で、従業員全員が厚生年金保険を含む社会保険に加入していた。」と供述しており、オンライン記録とほぼ一致していることが確認できる上、「私が勤務していた間にE県出身者を1人雇用したが、申立人ではない。また、F県出身者も2人雇用した。」と供述するなど、当時の雇用に係る記憶は具体的かつ鮮明であり、その供述は信用できるところ、「申立人の名前は聞いたことはないので、私が勤務していた昭和46年4月1日から58年10月1日までの間、申立人はB社で勤務していない。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、D社からの回答及び同社が保管する金銭出納帳により、申立人は、平成3年10月3日から22年12月27日までの期間において、同社でアルバイトとして勤務していたことは確認できるが、申立人に支払われている日当から厚生年金保険料は控除されていないものと認められる。

また、オンライン記録を見ると、D社に係る厚生年金保険の新規適用年月日は、平成5年7月5日とされており、申立期間のうち、元年11月1日から5年7月5日までの期間、同社は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。